



訓令 甲

岐阜県訓令甲第二十八号

庁 中 一 般  
各 現 地 機 関

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十二年十一月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令

岐阜県事務決裁規程（昭和四十三年岐阜県訓令甲第十九号）の一部を次のように改正する。

別表第三スポーツ健康課の表に次のように加える。

八 岐阜県川辺漕艇場条例（平成二十二年岐阜県条例第四十八号。以下この項中「条例」という。）の施行事務			1 条例の施行に関する事務
--	--	--	---------------

附 則  
この訓令は、平成二十二年十一月十六日から施行する。

平成二十二年十一月十六日発行

発行者  
発行所

岐阜市数田南一丁目一番一号  
岐阜県庁

編集

各務原市テクノプラザ一  
フイ・アール・テクノセンター